



平成21年 5月21日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長兼CEO 田 畑 利 彦
(コード番号: 2 3 9 4 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼COO 早 原 弘 明
(TEL. 0 3 - 3 8 7 8 - 1 1 7 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月21日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

また、株主の権利行使に際しての手續等が当社の株式取扱規則の定めによることを明確にするため、現行定款第10条に所要の文言を追加するものであります。

なお、現行定款第8条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 新しい経営体制への移行に伴い、株主総会の招集権者及び議長並びに代表取締役等に関する規定について、所要の変更を行うものであります。

(3) 上記の条文の削除に伴う条数の変更を行う他、文言及び記載内容の整備等のため、所要の変更を併せて行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第8条 当社は、株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度の定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>会長または社長のうち、取締役会があらかじめ選任した者が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>会長および社長の双方</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第14条～第20条 (条文省略)</p> <p>(<u>役付取締役</u>)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から、会長および社長各1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議により、<u>会長および社長を、代表取締役に選定する。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>会長または社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>会長および社長の双方</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第24条～第43条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議により、取締役の中から、社長1名を選定し、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第22条～第41条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。	(中間配当金) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。
第45条 (条文省略)	第43条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>
(新設)	第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>
(新設)	第3条 <u>本附則は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上